

令和2年度第1回横浜市入札等監視委員会議事概要

【日 時】 令和2年10月15日（木）午後1時30分～

【場 所】 横浜市役所 11階 契約部内入札室

【出席委員】 舟橋 和幸委員長、青柳 由香委員、千々松 愛子委員、常磐 重雄委員、
中道 徹委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO）（総合評価落札方式）に係る
抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 1件 |
| (4) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 1件 |
| (5) 指名競争入札に係る抽出案件 | 1件 |
| (6) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続きの運用状況について

【議事内容】

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題2－(1) 一般競争入札（WTO）（総合評価落札方式）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「三ツ沢高区線口径800mm配水管布設替工事」

委員：抽出理由の説明。

「三ツ沢高区線口径800mm配水管布設替工事」

審議対象案件で唯一のWTO対象、総合評価落札方式であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「今回は、技術評価点について、中間点があるものかないものがある。項目ごとに中間点の有無が決まっているのか。」

本市：「項目ごとに採点基準は決まっており、事前に公告の時点で示しています。」

委員：「技術評価の項目選び、配点は担当課が決定権を持っているのか。契約部として関与はしているのか。」

本市：「制度面については財政局の公共施設事業調整課で所管しています。契約部では技術評価については関与していません。」

委員：「今回の案件は「簡易型」の総合評価落札方式となっているが、「標準型」とはどのように違うのか。」

本市：「標準型では技術提案を評価項目としますが、簡易型では評価項目としていません。適用する型は工事担当課の判断となりますが、本市で初めて発注する工事や、技術提案の内容によって完成物に大きな影響が出るような複雑な工事であれば求める、といった判断があると考えます。」

委員：「調査基準価格については決まった算定式があるが、ランダム係数をかけたりはしないのか」

本市：「調査基準価格については、必ずしも調査基準価格で入札した事業者が落札者となるわけではないため、ランダム係数は掛けていません。最低制限価格については最低制限価格で入札すれば落札候補者になってしまうため、ランダム係数を掛けることで開札まで誰にもわからないようにしています。」

委員：説明を了承。

議題2－(2) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「市営地下鉄上大岡駅改良工事（その3）」
2 「消防艇建造」

委員：抽出理由の説明。

1 「市営地下鉄上大岡駅改良工事（その3）」

2 回の不調を受けた再発注の工事であり、低入札価格調査対象の事業者が落札した案件であるため。

2 「消防艇建造」

船舶建造自体珍しい発注であることと、本市では工事発注としているが、WTO協定上は物品扱いのため、物品のWTO協定金額(3,000万円以上)に基づいて発注を行った案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「調査基準価格対象工事において失格基準を下回った場合、自動的に失格となるのか。」

本市：「そのとおりです。直接工事費や共通仮設費といった部分的な金額を比較し、計算結果が失格基準を下回った場合にはその旨を事業者に通知します。」

委員：「一般管理費や現場管理費など、どの費用にどの項目を入れるかという基準は各自治体が独自に持っているのか。全国共通の会計基準のようなものはあるのか。」

本市：「大きな基準はありますが、細かい基準については自治体毎に定めています。横浜市でも基準を公表しています。」

委員：「一般的に船舶の建造は工事扱いなのか。消防艇だけが特別なのか。」

本市：「どのように発注するかは自治体によって異なります。船舶の建造は工事的な要素が非常に多く、監督や検査も工事に準じた形で行うのが効率的です。そのため、横浜市では工事として発注しています。」

委員：説明を了承。

議題2 - (3) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「西部児童相談所その他再整備工事（第1工区建築工事）」

委員：抽出理由の説明。

「西部児童相談所その他再整備工事（第1工区建築工事）」

応札者が11者と他の案件と比較し多く、また、技術評価点により落札者の逆転が起きているため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「総合評価の点数が満点の事業者が落札候補者となっているが、満点はよくあることなのか。」

本市：「簡易型では簡易な施工計画を含めての採点となるため、満点は多くないと思われます。」

委員：「「男女共同参画及び女性活躍の推進」の項目の点数はどのように付けているのか。」

本市：「よこはまグッドバランス賞又は子育てサポート企業として厚生労働大臣の認定を受けている事業者が2点、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法における一般事業主行動計画の提出義務がない企業が任意で計画を作成している場合は1点です。男女共に働きやすい職場づくりを行っている事業者を評価するという視点で設けています。」

委員：説明を了承。

議題 2 - (4) 一般競争入札 (条件付) に係る抽出案件 1 件についての審議

抽出案件：「鶴見区下末吉二丁目地内舗装補修工事」

委員：抽出理由の説明。

「鶴見区下末吉二丁目地内舗装補修工事」

応札者は 14 者あったが、有効札は予定価格と同額の 2 者でそのうち 1 者は入札参加資格がなしとなり、残った 1 者が落札率 100%で契約した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「今回の案件はインセンティブ発注の対象という事だが、インセンティブ発注の割合はどの程度か。」

本市：「インセンティブの対象としている格付工種における発注の 3 割程度を目標としています。業者数、発注件数が多い土木や舗装工事などを格付工種としています。」

委員：説明を了承。

議題 2 - (5) 指名競争入札に係る抽出案件 1 件についての審議

抽出案件：「港南区打越高架橋修繕工事」

委員：抽出理由の説明。

「港南区打越高架橋修繕工事」

審議対象案件が同種内容の工事 2 件のみのため、その内の 1 件を抽出。

本市：抽出案件について説明。

委員：「来年度から伸縮継手工事については一般競争入札で行うという説明があったが、どのような理由か。」

本市：「これまでは特殊な工事が入札可能者が少ないと判断していたため指名競争入札で発注していましたが、応札者がある程度見込めるようになったことがわかりましたので、一般競争入札で発注することが望ましいと判断しました。ただし、今後も不調が続くなどの状況次第で指名競争入札を行う場合もあると考えています。」

委員：説明を了承。

議題 2 - (6) 随意契約に係る抽出案件 2 件についての審議

抽出案件：1 「みなとみらい歩行者デッキ (仮称) 整備工事 (上部附帯工)」

2 「横浜市日本大通り地下駐車場管理システム改修工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「みなとみらい歩行者デッキ (仮称) 整備工事 (上部附帯工)」

今回抽出した地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号対象案件の中で落札金額が最も大きかったため。

2 「横浜市日本大通り地下駐車場管理システム改修工事」

今回抽出した地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号対象案件の中で落札率が他と比較して著しく小さかったため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「「みなとみらい歩行者デッキ（仮称）整備工事（上部附帯工）」について、「契約適合責任を果たす観点」とはどのような意味か。」

本市：「製作架設工事を行ったのは別の事業者で今回の工事を発注して事故等が生じた場合に、どちらに契約不適合責任を問えるかが不明確になってしまうため、同一の事業者に発注することで責任を明確にする、という意味です。」

委員：報告を了解。

議題3－（1）指名停止等措置の状況について

本市より、「指定停止等措置の状況」について報告。

委員：「指名停止等措置を受けた場合であっても、一般競争入札には参加が可能か。」

本市：「指名停止等措置を受けている事業者は一般競争入札に参加することはできますが、落札候補者になることはできません。」

委員：報告を了承。

議題3－（2）談合情報対応状況について

本市より、「談合情報対応状況」について報告。

委員：報告を了解。

議題3－（3）入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：報告を了解。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。